

青森県機能性関与成分研究レビュー使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森県（以下「県」という。）が作成した機能性関与成分に関する研究レビュー（以下「研究レビュー」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究レビューの種類)

第2条 研究レビューの種類は、別紙「研究レビューの種類」のとおりとする。

(使用の対象者)

第3条 研究レビュー使用の対象者は、県内に事業所を有する法人、個人及び団体とする。

(使用承認の申請)

第4条 研究レビューを消費者庁に対する機能性表示食品の届出に使用しようとする者は、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号）を県に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(使用承認)

第5条 県は、第4条の規定による使用承認申請があった場合は、その内容を審査し、使用を承認する場合は使用承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究レビューを機能性表示食品の届出に利用する際には、消費者庁が作成した「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の内容を十分に理解した上で、届出者の責任において、結果報告や別添資料の内容及びその引用元データを確認すること。
- (2) 内容の全部又は一部（商品名、届出者名等を除く。）について、県に無断で利用・改変を行わないこと。
- (3) 研究レビューを第三者へ提供しないこと。
- (4) 研究レビューは、あくまで参考情報として示すものであり、この使用に関する第三者（県以外のものをいう。以下、同じ。）の知的財産権及びその他の権利について権利侵害がないことを保証するものではないため、使用に当たっては、使用者の責任において、第三者の権利について確認の上、必要に応じて当該第三者から利用の許諾を得ること。
- (5) 第三者の知的財産権侵害の責任等、当該レビューの使用により発生する一切の責任について、県は何ら責任を負わないことを承諾すること。
- (6) この要綱による使用承認は、使用者が独占して研究レビューを使用する権利を付与するものではないことを承諾すること。
- (7) この研究レビューを使用し、機能性表示食品の届出を行った場合は、使用報告書（様

式第3号)により県に報告すること。また、当該届出が受理された際は、県に連絡すること。

(8) その他、関係法令を遵守すること。

(使用承認の取消し)

第7条 県は、次の各号に該当する場合は、承認を取り消すことができる。

- (1) 使用承認の申請の内容に虚偽がある場合
- (2) 県が付した使用承認の条件に違反して使用した場合
- (3) その他県が必要と認める場合

(賠償責任等)

第8条 県は、この要綱に基づく使用承認の取扱いに起因し、使用者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、研究レビューの使用に関して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 県は、前項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月6日から施行する。

研究レビューの種類

1 機能性関与成分イヌリンの摂取による食後血糖値上昇抑制機能に関する研究レビュー